

# 下水道事業

## 下水道に接続してください

私たちが排出する生活排水は、そのまま側溝などに流してしまうと、下流で悪臭や害虫、伝染病などが発生する原因となり、川が汚れてしまいます。生活環境を清潔に保つためには、みなさんから下水道に接続していただくことが重要です。下水道が整備されたら、くみ取りトイレは3年以内に、水洗トイレの場合はすみやかに下水道に接続しなければなりません。(下水道法第10条、第11条の3)

市では、下水道接続工事に対して、100万円を限度とした無利子の融資制度を設けています。詳細については、7ページで紹介しています。



## 市設置型浄化槽の申込みについて

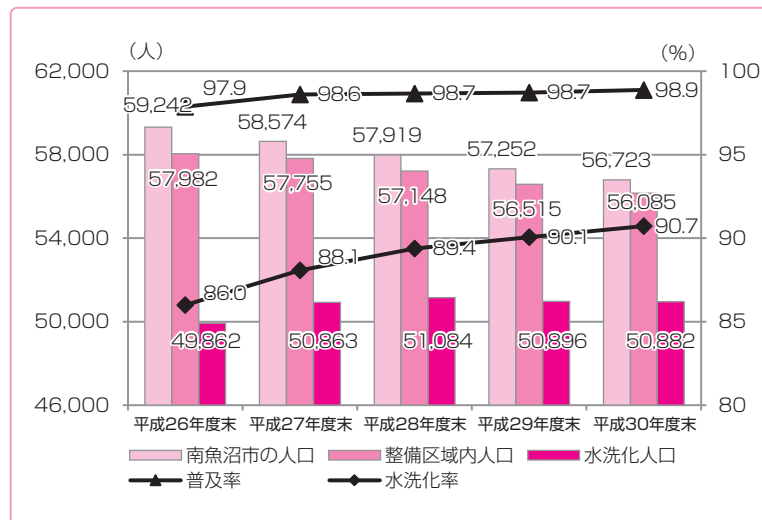
合併浄化槽による生活排水の処理が指定されている区域では、工事費の一部を受益者分担金として住民が負担し、市で合併浄化槽を設置しています。設置希望者は、お早めにお申し込みください。

対象地域など詳しくは、下水道課にお問い合わせください。

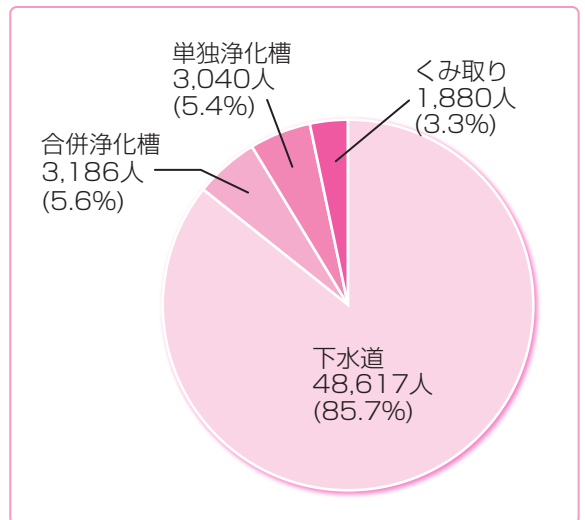
## 市の汚水処理普及率と水洗化の状況

平成30年度末の市の下水道と合併浄化槽を合わせた普及率は98.9%で、水洗化率は90.7%です。このうち、下水道整備区域のみの普及率は99.6%で、水洗化率は89.1%です。

市の水洗化の推移



市の汚水処理状況 (平成30年度末)



普及率・・・市の人口に対し、下水道整備区域と浄化槽整備区域でそれぞれ下水道、合併浄化槽が整備された人口の割合

水洗化率・・・下水道、合併浄化槽が整備された人口に対し、実際に下水道、合併浄化槽を利用している人口の割合

合併浄化槽 (生活排水すべてを処理する浄化槽)、単独浄化槽 (トイレの排水のみを処理する浄化槽)、くみ取りには浄化槽整備区域の人口と、下水道整備区域の未接続の人口が含まれます。